

保管証書遺言について

1. 本稿の要旨

保管証書遺言とは、令和 8 年 6 月 24 日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 45 号。以下「改正法」という。なお、改正法による改正後の民法を「改正民法」という。）により新設された遺言の方式であり、遺言の全文を、自書ではなくパソコン等を用いて作成することができるとしたものである。施行日は、公布日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされている（令和 11 年 6 月下旬までに施行）。

本稿では、保管証書遺言の概要の説明と、従来の遺言方式との比較を行う。

< 保管証書遺言のポイント >

- パソコンやスマートフォン等を用いて遺言書が作成できるようになる。
- 上記遺言書は、遺言書保管官の面前で口述した上で、法務局に保管されなければ効力は発生しない。
- 遺言執行時における家庭裁判所の検認を要しない。

2. 遺言の種類

現行法において、普通的方式による遺言は、自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言がある。本稿では、これらに加え、今回の民法改正により新設された保管証書遺言を中心に記載する。なお、今回の民法改正では、特別的方式による遺言（死亡の危急に迫った者の遺言等）にも見直しが行われているため、後記「～死亡の危急に迫った者の遺言～」を参照されたい。

現行の遺言制度においては、体力の低下あるいは病気等のために、筆記が困難となった場合に、自筆証書遺言を選択できない（自筆証書遺言のメリットを享受できない）という課題があった。今後、改正民法が施行されれば、従来の遺言制度では遺言書の作成を断念せざるを得なかった者が、保管証書遺言を選択することにより、公証人及び証人を要することなく、遺言者自身が作成した証書を用いる方式により遺言書を作成することが可能となる。

（1）保管証書遺言【※新設】

遺言者本人が、遺言の全文（パソコン等を用いて電磁的記録に記録された場合にあっては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名等をし、これを遺言書保管官の前で口述して作成する（改正民法第 968 条の 2 第 1 項）。上記手続を経て作成された遺言書は、法務局で保管されなければ、その効力を生じない。なお、保管証書遺言の作成にあたっては、証人を要さず、作成された

遺言書は法務局で保管されるため、遺言執行時に家庭裁判所の検認を要しない。後記比較表のとおり、自筆証書遺言書保管制度と保管証書遺言は、その運用面において多くの共通点を有しており、主な相違点は自書を要するか否かにある。

～なぜ証人の立会いは不要なのか～

公正証書遺言及び秘密証書遺言は、証人の立会いが要件とされている一方で、保管証書遺言においては、証人の立会いは要件とされていない。なぜこのような違いがあるのだろうか。

法制審議会第 203 回会議の配布資料である「民法（遺言関係）等の改正に関する 中間試案（概要）」2 頁によれば、中間試案段階では、保管証書遺言について証人の立会いを要件とすることが検討されていた様子がうかがえる。同審議会において、芳野友子委員（日本労働組合総連合会会長）は、「今回示された新たな遺言の方式は、どの案も証人や保管が要件とされており、遺言者の負担が大きいと考えます。議論の出発点を踏まえ、より簡便にデジタル化できる方式を提案できないか、引き続き御検討をお願いしたいと思います。」との意見を述べた。その後の法制審議会第 204 回会議において、証人の立会いを要件に含めない案が示され、最終的にその内容は、同審議会の出席委員全員の賛成で採用された。

今回の遺言制度の見直しは、法務大臣による遺言制度の見直しに関する「諮問第 125 号」により、「遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から」行われたものであり、このような経緯に照らせば、保管証書遺言について証人の立会いを不要としたことも、遺言制度の利用促進を図るためとして理解することができる。

（2）自筆証書遺言

遺言者本人が、遺言の全文、日付及び氏名を自書し、押印して作成する（民法第 968 条第 1 項）。財産目録については、自書によらない方法で作成することもできる。自筆証書遺言は、遺言内容を他人に見せることなく作成できるが、遺言書は遺言者自身が保管するため、遺言執行時に家庭裁判所の検認を要する。

自筆証書遺言には、自筆証書遺言書保管制度が存在する。自筆証書遺言書保管制度とは、遺言書保管官が、自筆証書遺言書の形式に不備がないか確認し（法務局における遺言書の保管等に関する法律第 4 条）、当該遺言書を法務局で保管する制度のことをいう。当該保管制度を利用して作成された自筆証書遺言書は、家庭裁判所の検認を要しない。

（3）公正証書遺言

遺言者本人が、証人 2 人以上の立会いの下で、遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人が作成する（民法第 969 条第 1 項及び第 2 項）。遺言者による自書は不要である。公証人及び証人が作成に関与し、作成された遺言書の原本は公証役場で保管されるため、遺言執行時に家庭裁判所の検認を要しない。



(4) 秘密証書遺言

遺言者が、遺言内容を記載した証書に署名し、これを封筒に入れて封印した上で、公証人及び証人 2 人の前に提出し、自らの遺言書である旨等を申述して作成する（民法第 970 条第 1 項）。証書は自書による必要はなく、パソコン等により作成したもので足りる。公証人及び証人が作成に関与するものの、遺言内容を秘密にしたまま作成することができる。作成された遺言書は作成者自身が保管するため、遺言執行時に家庭裁判所の検認を要する。

(5) 自筆証書遺言書保管制度と保管証書遺言の比較

保管証書遺言は、自筆証書遺言及び自筆証書遺言書保管制度の課題を解決するために、デジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式として、提案・検討されたものであり（法制審議会第 199 回会議配布資料「遺言制度の見直しについて」参照）、特に運用面について、自筆証書遺言書保管制度と多くの共通点がある。

ア 遺言書保管官の存在意義

自筆証書遺言書保管制度における遺言書保管官の存在意義として、遺言書の署名の真正の担保、遺言書の紛失・改ざん等の防止、及び遺言書の方式不備の防止が考えられる。

一方で、保管証書遺言は、遺言の全文をパソコン等で作成することができることから、その遺言の全文を遺言書保管官に口述する方式が採用されており、遺言書保管官の存在意義として、上記自筆証書遺言書保管制度の場合のほかに、遺言者の真意に基づく内容であることの担保が加わるものと考えられる。

イ 遺言書保管官の出張の可否

遺言者が法務局に出向くことができず、遺言書保管官の出張を要する場合には、自筆証書遺言書保管制度及び保管証書遺言のいずれの制度も利用することができない。出張を要する場合には、公正証書遺言を選択することになる。

なお、遺言書保管官は、出張できないものの、保管証書遺言の場合において、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いることで、保管証書遺言の「口述」とすることができるため（改正法による改正後の「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（以下「改正遺言書保管法」という。）第 7 条第 7 項）、法務局に出向くことが困難な場合には、上記の利用を検討することも考えられる。

ウ 遺言者が死亡した場合の関係相続人等に対する通知方法



保管証書遺言における関係相続人等への通知方法は、自筆証書遺言書保管制度と同様である。

すなわち、遺言書保管所である法務局から関係相続人等に対する通知は、①関係遺言書保管通知(改正遺言書保管法第 17 条第 6 項)と②指定者通知(同法第 19 条第 3 項)の 2 種類がある。

- ① 関係遺言書保管通知は、遺言者の死亡後に関係相続人等が遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書の交付を受けたときに、遺言書保管官が、その他全ての関係相続人等に対して、遺言書を遺言書保管所に保管している旨を通知することをいう。
- ② 指定者通知は、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実に関する情報を取得し、遺言者があらかじめ指定していた者に対して通知することをいう。

< 比較表 >

	自筆証書遺言	自筆証書遺言 書保管制度	保管証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
自書	必要	必要	不要	不要	不要
保管者	遺言者	法務局	法務局	公証役場	遺言者
証人	不要	不要	不要	2 人以上必要	2 人以上必要
費用	原則不要	必要	必要	必要	必要
検認	必要	不要	不要	不要	必要
遺言書保管官 の関与	なし	あり	強い関与あり (遺言の全文を 遺言書保管官 の前で口述)	なし	なし
公証人の 関与	なし	なし	なし	強い関与あり (遺言の趣旨を 口授)	あり

～死亡の危急に迫った者の遺言～

特別の方式による遺言についても、今回の民法改正により、さらに利用しやすくなる。

例えば、死亡の危急に迫った者の遺言について、下記の状況（※）を録音及び録画を同時に行う方法により記録すれば、死亡の危急に迫った者は、証人一人以上の立会いをもって、遺言をすることができるようになる（改正民法第976条の2第1項）。また、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、証人を立ち会わせることもできるようになる（改正民法第976条の2第2項）。つまり、改正民法の施行後において、死亡の危急に迫った者は、病院や施設に入所している者であっても、テレビ電話等を利用して遠隔地にいる証人の立会いの下で遺言をすることができるようになる。

※ ・証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。

・上記の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。

・上記の証人が、上記書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者がその記載又は記録の正確なことを承認すること。

3. 結語

今後、改正民法が施行され、遺言方式の選択肢が広がることにより、遺言書の作成が促進されるように思われる。これにより、より多くの遺言者の意思の実現に資するとともに、相続をめぐる紛争の予防にもつながることが期待される。

以 上

弁 護 士 森 田 豪 丈 パートナー
パラリーガル 長谷川 瑛 瞳

シティユーワ法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
www.city-yuwa.com